

大和ガス光付帯契約
(簡易ガス)
【付帯契約】

令和元年 10 月 1 日実施

大和ガス株式会社

目 次

1.適用	1
2.目的	1
3.用語の定義	1
4.適用条件	1
5.料金	1
6.契約の変更または解約	2
7.その他	2
付則	2
(別表)	3

1. 適用

本約款は、3に定める適用条件を満たすガス供給に適用できるものです。

2. 用語の定義

本約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1)「付帯契約」とは、ガス需給契約に付帯して締結する契約をいいます。
- (2)「主契約」とは、本約款に基づく付帯契約の対象となるガス需給契約で3（1）に定める契約をいいます。
- (3)「大和ガス光」とは、株式会社 NTT ぷららが提供する IP 通信網サービス「ぷらら光」をリブランドしたものであり、当社が株式会社 NTT ぷららへ顧客情報を取次ぎ、契約行為及びサービスの提供は、株式会社 NTT ぷららが行うものをいいます。
- (3)「大和ガス光付帯契約」とは、本約款に基づきガス需給に関して締結する付帯契約をいいます。
- (4)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (5)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、本約款においては10パーセントといたします。
- (6)「単位料金」とは、主契約における基準単位料金または調整単位料金をいいます。

3. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合に、本約款を適用することができます。

- (1) 簡易ガス小売供給約款を締結している、または締結すること。
- (2) ガス使用場所と同一住所において、大和ガス光を契約し、使用していること。

4. 契約の締結

- (1) 本約款に関する契約は、お客さまの申込によります。ガス使用場所と同一住所において大和ガス光の光回線が開通したことを当社が確認し、大和ガス光の使用を確認できた場合に契約が成立するものとし、その他の場合、契約は不成立となります。
- (2) 契約期間は2年間とします。契約期間満了時において当約款による割引は終了するものとします。
- (3) 当社は、お客さまが本約款または当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれの契約に規定する支払期限日を経過しても支払われない場合は、本約款が適用できないことがあります。

5. 料金

各月の割引後の主契約の料金は、主契約で算定される割引前の料金に、別表1の割引率を乗じたものを割引前の主契約の料金から差し引きます。尚、割引金額は、計算の結果1円未満の端数が生じた場合、

その端数を切り上げます。

6. 契約の変更または解約

- (1) お客様が本約款を契約期間前満了前に解約しようとする場合は、あらかじめその解約日を定めて、当社に連絡していただきます。なお、この場合、お客様が当社に通知された解約日に解約されます。
- (2) 主契約が解約された場合は、大和ガス光付帯契約も同時に解約されます。この場合、主契約の解約日を大和ガス光付帯契約の解約日とします。
- (3) 大和ガス光付帯契約期間中に主契約の契約種別を変更される場合は、契約期間中であっても、大和ガス光付帯契約を解約する場合があります。
- (4) 当社に契約違反があった場合、またはお客様に契約違反があった場合（3の適用条件を満たさなかった場合も含みます。）には契約期間中であっても、相手方は契約を解約できるものとします。
- (5) 前項においてお客様に契約違反があった場合、解約日を含む料金算定期間の主契約の料金については、当約款に基づく割引の適用は行いません。

7. その他

その他の事項については、簡易ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

本約款の実施期日

本約款は、令和元年10月1日から実施いたします。

(別表)

1. 大和ガス光付帯契約割引

主契約の計算金額に、下記に該当する割引額を控除します。また、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り上げます。尚、割引期間は2年間のみ適用するものとします。

割引額＝主契約の計算金額×割引率

割引率は、下記といたします。

大和ガスの電気の未契約者	主契約の2% (消費税等相当額を含みます。)
大和ガスの電気の契約者	主契約の4% (消費税等相当額を含みます。)